CCSBT-ESC/2608/01

暫定議題
第 31 回科学委員会会合に付属する拡大科学委員会
2026 年 8 月 24－28 日
ベルギー、ブリュッセル

青でハイライトした議題／副議題項目にかかる議論は、会合開会前に文書通信により開始される。

1. 開会

1.1. 参加者の紹介

1.2. 会議運営上の説明

2. ラポルツアーの任命

3. 議題及び文書リストの採択

4. SBT 漁業のレビュー

4.1. 国別報告書の発表

メンバーは、会合前に ESC に対する国別報告書テンプレートにより国別報告書を提出することとされている。ESC 27 で合意されたとおり、メンバーは、ESC に対する国別報告書（テンプレートのセクション 7 及び別添 1 の関連部分）の中で電子モニタリングシステム（EMS）に関する行動について報告すべきである。

4.2. 事務局による漁獲量のレビュー

5. 第 15 回オペレーティング・モデル及び管理方式（OMMP）に関する技術会合からの報告

6. CCSBT 戦略計画に基づく行動

6.1. 戦略計画の目標に対する進捗状況に関する報告

CCSBT 30 において、メンバーは、条約の全体的な目的を達成するために委員会がいかに活動するかに関する共通のビジョンを概説した改定戦略計画を採択した。戦略計画は、「特定の行動事項に責任を負う補助機関は、それぞれの会合報告書の一部として、それぞれの行動の進捗状況について報告することが期待される」ことを明記している。メンバーは、前回合意した報告テンプレートを更新し、ESC に割り当てられた活動の進捗状況の評価を提示する予定である。

6.2. キャパシティ・ビルディング作業計画

2024 年の CCSBT 31 は、特に発展途上のメンバーを対象として、ニーズの優先順位付け及び主要分野でのパフォーマンス向上を目指す効果的なキャパシティ・ビルディング・イニシアチブの実施を目的とする CCSBT キャパシティ・ビルディング作業計画を採択した。ESC に「年次ニーズ評価」の実施が期待されており、事務局及び議長は ESC 31 会合に対して予備的な評価結果に関する文書を提出する予定である。

6.2.1. キャパシティ・ビルディングに関するニーズ評価

CCSBT キャパシティ・ビルディング作業計画に基づき、事務局は、議長との協議の下、科学分野におけるキャパシティ・ビルディングに関する予備的なニーズ評価の結果を提示する予定である。

6.2.2. キャパシティ・ビルディングに関して考え得るプロジェクト

本議題項目では、メンバーに対し、議題項目 6.2.1 において特定されたニーズに対処するために考え得るキャパシティ・ビルディング・イニシアティブについて勧告する機会を提供する。

2025 年において、ESC はインドネシアの漁港横断的な SBT 漁獲量を評価するキャパシティを向上させるためのキャパシティビルディングプロジェクト案について検討し、同プロジェクトを 2026 年に実施することを勧告した。しかしながら、EC は予算上の制約からこれを承認しなかった。その代わりに、オーストラリアは、同プロジェクトに対する代替的な資金源を検討するべくインドネシアとともに取り組むことに合意した。オーストラリア及びインドネシアは、本件の進展状況について報告することが期待されている。

7. 科学調査計画及びその他の休会期間中の科学活動の結果のレビュー

7.1. 科学活動の結果

継続的な科学活動に関する定期的なアップデートについては事前協議で取り扱うことが想定されているが、より実質的なアップデート又は新たな作業について発表するメンバーには、本議題項目において当該事項を発表するよう要請されている。

7.2. OMMP コードのメンテナンス及び開発

コンサルタントが、OM 開発に関する 2026 年の作業計画のうち先の OMMP に関する議題項目の中では検討されなかった項目について報告する。

7.3. NCNM による未考慮（漁獲）死亡量の推定値のアップデート

ESC 30 は、SRP 活動の一環として、2026 年に予定されている資源評価に向けて非協力的非加盟メンバー（NCNM）による未考慮漁獲量（UAM）の推定値の単純更新を実施することに合意した。コンサルタントのチャールズ・エドワーズ博士による本 SRP プロジェクトの成果文書の提出が想定されている。

7.4. 2027 年の MP レビューに関する付託事項

ESC は、ケープタウン方式のメタルールに基づき、6 年ごとに MP のレビュー（MP のパフォーマンスのレビューを含む）を実施し、このレビューの結果に基づき、再建目標を達成するために MP が順調に作動しているか、又は新しい MP が必要かどうかを判断することとされている。当該メタルールによれば、次回のレビューは 2027 年に予定されており、したがって ESC は MP レビューに向けた付託事項を本年に策定する必要がある。

ESC 30 は、持続可能な改訂調査予算を踏まえた新規又は改訂 MP にかかる何らかの MSE 試験は 2027 年に予定されている MP レビューに関する ToR の一部として検討できることに合意した。さらに、ESC 30 は、2027 年 MP レビューにおける試験では、リファレンスセットにおける気候変動シナリオ及び再建目標の修正に伴う影響の調査を含めることを勧告した。

メンバーは、ESC における議論に資するよう、MP レビュー付託事項案に関する文書を提出することが期待されている。

8. 資源状況に関する漁業指標及び科学的指標

9. SBT 資源評価

ESC には、全面的な SBT 資源評価を 3 年毎に実施する任務が課されているところである。直近の全面的資源評価は 2023 年に実施されたため、次の全面的資源評価は今次 ESC 会合において実施する必要がある。

10. 管理方式の運用及び SBT の管理に関する助言

10.1. メタルール及び例外的状況の評価

10.2. メンバーに対する国別配分量が変更された場合の ESC による科学的助言に対する潜在的影響にかかる検討

現在、拡大委員会において、2027－2029 年のクオータブロック以降のメンバー別国別配分量を変更する可能性が検討されているところである。ESC は、EC に対し、既存の国別配分量に変更があった場合に ESC による科学的助言（MP に基づく勧告 TAC を含む）に影響があるかどうか、影響がある場合は配分量の変更に対して現行の OM 及び MP に基づく助言がどの程度頑健であると見なすことができるのかにかかる助言を行うことが期待されている。

10.3. 管理方式による 2027－2029 年の勧告 TAC の確認

10.4. SBT の管理に関する助言のサマリー

11. 気候変動による潜在的影響

2025 年の ESC は、現行の MP の枠組（入力データソースを含む）及びその結果として得られる TAC 助言は加入量及び成魚資源量の変化に対して頑健であることに合意した。また ESC は、気候変動の影響を直接的に測定するのは困難であること、また MP から得られる操業上の助言を検討するには気候変動によって影響を受ける可能性があるモニタリングデータを提供するのが望ましいアプローチであることに合意した。メンバーには、これらの点に関する ESC によるさらなる議論に向けた文書を提出することが奨励されている。

12. 科学調査計画（SRP）のアップデート

本議題項目は、メンバーが新規提案及び／又は既存の SRP プロジェクトへの変更（成果物提出のタイミングを含む）について検討できるようにするための常設議題項目である。

12.1. 遺伝子標識放流プログラムに関する長期計画

本議題項目は、本年の資源評価を踏まえた 2027 年の MP レビューの一貫として本件をさらに検討する必要があることを踏まえたプレースホルダーである。

12.2. 複数メンバー船団はえ縄 CPUE データ標準化プロジェクト

2025 年の ESC は本プロジェクトを 2026 年に実施することを勧告したが、EC は新規 CPUE シリーズの開発を 2027 年に先送りすることを決定した。ESC は、昨年に提案された内容のままで本プロジェクトを 2027 年に実施するよう勧告するか、又は SRP 提案に何らかの修正を加えるのかどうかを検討する必要がある。

13. 第 16 回生態学的関連種作業部会会合からの報告

第 16 回生態学的関連種作業部会会合は 2026 年 3 月 3－6 日に開催された。ERSWG 16 は、ESC に対して特段の検討要請は行わなかった。ESC は、ERSWG 16 会合報告書を修正することはできないものの、拡大委員会に対して ERSWG 報告書（助言及び勧告を含む）に関するコメントを行うことができる。

14. 電子モニタリングシステム（EMS）

メンバーは、将来の ESC 会合において EM/S 関連の問題に対処するための議題項目を設けることに合意した。ESC 30 において、ニュージーランドは、どのようにして EM により SOPS の要件を満たす形で情報が収集されているのかを立証するための休会期間中の作業にオーストラリアと強調して取り組んだものの、その過程において追加的な作業が必要と判断されたこと、また ESC 31 に対して文書を提出することを述べた。

15. 2027 年のデータ交換要件

16. 調査死亡枠

17. 2027 年（及びそれ以降）の作業計画、スケジュール及び調査予算

17.1. 2027 年の調査活動案の概要、スケジュール及び見込まれる予算と、作業計画及び予算に対する科学調査計画の影響

17.2. 次回会合（ESC、OMMP 及び関連する補助機関を含む）の開催時期、期間及び構成

18. その他の事項

18.1. 海洋法に関する国際連合条約に基づくいずれの国の管轄にも属さない区域における海洋生物多様性の保全及び持続的利用に関する協定（BBNJ 協定）

BBNJ 協定は 2026 年 1 月に発効し、現在、同協定の運用を開始するための手続きが進められているところである。同協定が網羅する分野の一部（情報交換の仕組み（クリアリングハウス・メカニズム）、区域に基づく管理手段（ABMT）及び海洋保護区（MPA）など）では、将来的に CCSBT 及び ESC による検討及び対応を求められることが想定されている。本議題項目においては、事務局が BBNJ 協定の現状及び将来的な ESC の作業に関連する可能性がある事項について情報を提供する文書を提出する予定である。

19. 会合報告書の採択

20. 閉会